

「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」の進捗状況（2016 年度末時点）

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
1. 我が国の強みを活かして外国企業を呼び込む方策			
(1) 広報・情報発信 ① 対外広報の強化 ➤ 海外の大手メディア等において、日本のビジネス環境の改善状況等を発信する広告を 2016 年度中に 5 媒体以上に掲載する。 ➤ トップセールスを含め、独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「JETRO」という。）が、対日直接投資を呼びかけるセミナーを 2016 年度中に 50 回程度開催する。 ➤ 本年 4 月に 126 の在外公館で運用を開始した対日直接投資推進担当窓口を活用し、広報・情報発信等を強化する。	➤ プリント、デジタル双方の海外メディアを活用し、日本のビジネス環境の改善状況等を発信。 ・プリント：Economist, Financial Times, Nature, fDi Magazine ・デジタル：Economist, THE WALL STREET JOURNAL, YouTube, Linkedin 等 ➤ 安倍総理の登壇によるトップセールス（2 回：ブリュッセル／2016 年 5 月 4 日、ニューヨーク／2016 年 9 月 19 日）を含めて、海外主要都市において 163 件のセミナーを実施（北米 43 件、欧州 49 件、アジア 62 件、その他 9 件）。大規模セミナーを中心に現地メディア（テレビ、新聞等）にも取り上げられた。 ➤ 外資系企業やビジネス団体からの個別相談対応や各種イベントでの対日投資の呼びかけ等、各公館の対日直接投資推進担当窓口を通じた様々な活動を	➤ トップセールスを含め、日本の投資環境の改善成果や最新の施策、市場の魅力等の情報を発信するセミナーを引き続き実施する。 ➤ 引き続き、現地における対日直接投資に係る情報を、JETRO とも連携しつつ収集・集約するとともに、任国（兼轄国を除く）・機	経済産業省 外務省

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	行った。 ➤ 外務省では、地域の魅力発信セミナー（第 1 回：2016 年 6 月、第 2 回：2017 年 2 月）において、宮城県などの参加地方自治体から投資環境の利点や外資系企業誘致のプレゼンテーションを行った。 ➤ 各公館のウェブサイト担当窓口の連絡先や、JETRO や関係省庁のリンク先を掲載することで、広報・情報発信を強化した。	関の関係者（国際機関・政府・地方公共団体関係者の他、経済団体事務局等相当なる者を含む）との連絡・調整に際しての第一窓口となる等、対日直接投資に関連する活動の支援を行う（外務省の対日直投ホームページには在外公館の対日直接投資推進担当窓口リストを掲載予定）。 具体的には、対日直接投資推進担当窓口を活用して、大使・総領事の人脈（大企業経営者等）を活かした情報収集、対日直接投資に係るイベントの開催支援、地方公共団体の対日投資 P R イベント（投資セミナー等）開催推進及び支援等を行っていく。 ➤ 各公館ウェブサイトの情報のタイムリーな更新に努めるとともに、実際に取り組んだ対日投資誘致活動の紹介などを通じて対外広報を更に強化し、対日直接投資の更なる促進を図る。	
② 国内での理解の促進 ➤ 我が国の中小企業に、外国企業と提携する意義について理解を広めるため、外国企業と中小企業との投資提携の成功事例集を作成し、周知・広報を行う。また、対日直	➤ 経済産業省において、外国企業と中堅・中小企業との投資提携成功事例集を作成（2017 年 2 月）。 ➤ JETRO において、対日投資に関心のある外国企業	➤ 企業ニーズに即して、対日投資に関心のある外国企業と国内中堅・中小企業との提携・交流の機会を提供するイベントを引き続き実施する。	経済産業省 外務省

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
接投資をテーマとした国内シンポジウム等を 2016 年度中に 5 回程度開催し、外国企業と中堅・中小企業との提携・交流の機会を提供する。	と国内中堅・中小企業との提携・交流の機会を提供するイベントを実施。 ・「Invest Japan 企業交流会」（2016 年 4 月 12 日） ・「『インド×日本』が創るイノベーション」（2016 年 6 月 15 日） ・「海外展開のリスクマネジメント」（2016 年 6 月 28 日） ・「アジア越境 EC 企業とのマッチングイベント」（2016 年 10 月 26 日） ・「グローバル・アライнс促進のための企業交流会」（2017 年 2 月 27 日） ➤ 対日直接投資をテーマとした国内シンポジウムを JETRO や経産省、外務省が開催。 ・「Promoting Japan as a Global Hub」（2016 年 7 月 22 日） ・「Invest Japan Forum」（2016 年 10 月 7 日） ・「外資ライフサイエンス企業向け日本ビジネスセミナー」（2016 年 10 月 14 日） ・「Invest Tokyo セミナー」（2017 年 1 月 25 日） ・「日米欧ビジネス・セミナー」（2017 年 3 月 27 日） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page2_002792.html）（日米欧ビジネス・セミナー結果	➤ イベントの機会等を活用し、外国企業と中小企業との投資提携の成功事例を周知する。	

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	概要 HP)		
(2) 外国企業と中小企業とのマッチング支援 ➤ 外国企業と日本の中堅・中小企業の提携を、JETRO と独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）等の中小企業支援機関が連携して支援する「グローバルアライアンス推進スキーム」（昨年 9 月より開始）について、以下の方法により機能強化を行う。 (ア) JETRO と地域金融機関等との連携強化 外国企業との連携を希望する日本の中堅・中小企業を発掘するため、例えば、以下の取組を通じ、中堅・中小企業のニーズを把握している地域金融機関等と JETRO との連携を強化する。 ・JETRO は、全国 43 か所の貿易情報センターを起点に、地域金融機関等と協力し、外国企業と中堅・中小企業の提携促進を目的としたセミナーを新たに開催する。 ・JETRO は、地域金融機関等との連携に当たり、本年 2 月に創設された「新輸出	＜「グローバルアライアンス推進スキーム」を通じた外国企業と日本の中堅・中小企業の提携＞ ➤ JETRO が中小機構と協議を重ね、展示会や国内外の企業訪問等を通じて関心企業の発掘にあたった。発掘企業については、中小機構へ JETRO の支援認定証明を提出し、4 件のアライアンスの組成に向けた対応を行った。 ＜JETRO と地域金融機関等との連携強化＞ ➤ 対日投資に関心のある外国企業と国内中堅・中小企業との提携・交流の機会を提供するイベントを地域金融機関等と協力し、開催。 ・「中堅・中小企業等の海外展開における高度外国人材の活用に係わるワークショップ」（2016 年 7 月 8 日・大阪） ・「海外販路拡大セミナー」（2016 年 9 月 8 日・広島） ・「しんきんビジネスマッチング ビジネスフェア」（2016 年 9 月 21 日・名古屋） ・「JETRO－地域金融機関情報交換会」（2017 年 1 月 20 日・大阪）	➤ 「グローバルアライアンス推進スキーム」や J-GoodTech（ジェグテック）の活用を含め、企業ニーズに即して、対日投資に関心のある外国企業と国内中堅・中小企業とのマッチング支援を引き続き実施する。	経済産業省

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
大国コンソーシアム」等の既存の窓口も活用する。 (イ) J-GoodTech (ジェグテック) の活用 中小機構が運営する、国内中小企業の優れた技術を紹介し大企業等とのマッチングを支援するウェブサイト J-GoodTech (ジェグテック) において、外国企業の利用を拡大するため、以下の改良を加える。 ・中小機構と覚書を締結している海外機関から推薦された外国企業の登録を進めるとともに、JETRO が支援する外国企業についても登録できるようにする。 ・登録企業間での情報交換機能について、2016 年度中に新たに、外国企業が日本企業の発信情報を閲覧し、それに対して提案することを可能にするシステム機能の開発を進める。 加えて、ジェグテックの活用等を通じた外国企業と日本の中小企業等の提携を促進するため、JETRO や中小機構による商談会の活用や在外公館等を通じた広報を行う。	・「アジア越境 EC 企業とのマッチングイベント」(2017 年 2 月 21 日・大阪) ・「外資系企業交流会」(2017 年 3 月 23 日・横浜) < J-GoodTech (ジェグテック) の活用 > ➤ 中小機構と覚書を締結している海外機関から推薦された企業を中心に約 2,500 社の海外企業を登録した。 ➤ 外国企業が日本企業の発信情報を閲覧し、それに対して情報発信することを可能にするシステム機能を開発し、運用を開始した。		
(3) 地方も含めた我が国への投資の促進			内閣官房

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
➤ JETRO が地方公共団体の職員向けに研修を 2016 年度中に 10 回程度実施し、地方公共団体職員の外国企業誘致に対するノウハウを向上させる。その際、諸外国における対内直接投資促進施策についても紹介する。 ➤ 地方創生の交付金の活用等により、地方公共団体による戦略的な外国企業誘致、情報発信、進出企業へのフォローアップ等の取組を促す。	➤ 地方公共団体向けの研修の基礎編を全国 8 ヶ所(札幌、仙台、東京、名古屋、広島、香川、福岡、那覇)、応用編を東京で実施。外国企業誘致に取り組む上で必要となるスキルや諸外国における対内直接投資促進施策等について紹介。実践編として、JETRO と地方公共団体が共同で取り組む対日投資誘致事業を公募採択して 5 件実施。 ➤ 平成 28 年度当初地方創生推進交付金(予算額 100,000 百万円)で、KPI と PDCA サイクルを組み込んだ自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援しており、対日直接投資を通じた地域のしごとの高度化も柱の一つとした。 (例) 佐賀県唐津市・玄海町の「唐津コスメ・グローバル・バリューチェーン構築事業」 コスメの原料が豊富に取れる玄海エリアと、加工企業が集積している唐津エリアが連携し、一般社団法人である「ジャパンコスメティックセンター」が主体となり、日本産のコスメに興味を持つ海外市場(特にフランス)への展開や海外企業等の対日投資を促進し、原産地を活用した産業の育成と雇用の創出を図る取組を後押ししている。	➤ 平成 29 年度は引き続き、地方創生推進交付金(予算額 100,000 百万円)を活用して、先導的な事業を支援していく。 ➤ 平成 29 年度は引き続き、地方創生推進交付金(予算額 100,000 百万円)を活用して、先導的な事業を支援していく。	経済産業省

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
➤ 我が国にグローバル・バリューチェーンにおけるハブを形成するため、JETRO の体制を強化し、有望外国企業へのアプローチやビジネスモデル提案など、個別案件への営業と支援を強化することにより、研究開発拠点、地域統括拠点等の誘致を推進する。（大型等特定誘致案件の年間 15 件以上の誘致を目指す。） ➤ 我が国への投資が有望な分野（IoT 及び再生医療）の研究開発拠点誘致を促すため、我が国の企業・大学・研究機関等と提携して行う研究開発拠点の設立、実証研究、事業化可能性調査にかかる費用を補助する。支援の状況等を踏まえて、今後の支援強化を検討する。	➤ 有望企業へのアプローチを担う産業スペシャリスト（外部専門家）を 44 名（海外 34 名、国内 10 名）、インハウスで誘致活動に従事する誘致専門員を 59 名（海外 45 名、国内 14 名）配置して体制を強化し、研究開発拠点、地域統括拠点等を誘致（大型等特定誘致案件は 21 件誘致）。 ➤ グローバルイノベーション拠点設立等支援事業（平成 27 年度補正予算）において、研究開発拠点の設立、実証研究、事業化可能性調査に係る事業を 16 件採択。	➤ 国内外で強化した体制を維持し、引き続き、研究開発拠点、地域統括拠点等の誘致に取り組む。 ➤ 国内外で強化した体制を維持し、引き続き、研究開発拠点、地域統括拠点等の誘致に取り組む。	
2. 外国企業進出の障害となっている課題の解決方策			
(1) 規制・行政手続の改善 ① 規制・行政手続の簡素化 ➤ 外国企業の日本への投資活動に係る規制・行政手続を抜本的に簡素化するため、対日直接投資推進会議で外国企業にと	➤ 対日直接投資推進会議の下に規制・行政手続見直しワーキング・グループを 2016 年 8 月から 4 回開催。外国企業の日本への投資活動や事業展開に関し	➤ 2017 年 4 月 24 日に第 5 回規制・行政手続見直しワーキング・グループを開催し、本ワーキング・グループにおける「とりまと	内閣府

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
って煩雑な規制・行政手続の見直し・簡素化について 1 年以内を目途に結論を得る。このうち早期に結論が得られるものについて、先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手する。	て、煩雑さを指摘されている規制・行政手続の見直しについて議論を行い、2016 年 12 月 22 日開催の第 4 回ワーキング・グループにおいて、各省庁等において実施することとした取組を「緊急報告」としてとりまとめた。	め」を決定。	
② 法令の外国語訳の拡充 ➤ 政府は 2006 年以降、法令の外国語への翻訳の体制を整備し、民法・商法をはじめ金融・租税・知的財産関係など、2015 年度末までに 508 法令の外国語訳を公開してきた。今後、「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」の主導の下、政省令、告示、通達等を含めた法令について、高品質を維持するためのチェック体制を構築しつつ、2020 年度までに新たに 500 以上の法令の外国語訳を公開することを目指す。 ➤ さらに、政府による法令外国語訳を補完する観点から、JETRO において、会社設立・運営に伴う各種手続(申請書の様式等を含む)について、分かりやすい英語の解説を	➤ 日本法令外国語訳推進会議の構成員のうち 2 名を品質チェックのみに専従する構成員として選任するなどの体制面での改善を行った。2016 年度は、97 法令を公開した。 ➤ 外国企業が日本で会社を設立・運営する際に必要となる登記、査証、人事・労務の各種手続と申請書様式について、その要点解説と記載事例等を示したサンプルを JETRO のウェブサイトに掲載 (2016 年	➤ 法令翻訳の公開までの迅速化及び品質の維持・向上を図るため、チェック体制の更なる充実・強化を目指す。 ➤ 引き続き、ユーザー目線でコンテンツや利便性の改善を継続的に図る。	法務省 経済産業省

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
作成し、JETRO の英文ウェブサイトに掲載する。	12 月)。 ＜英語＞ https://www.jetro.go.jp/en/invest/setting_up.html ＜日本語＞ https://www.jetro.go.jp/invest/setting_up.html		
③ ワンストップ手続きの徹底 ➤ 昨年 4 月より開設している「東京開業ワンストップセンター」における起業・開業に必要な各種申請等の受付について、外国人を含めた起業・開業を更に促進するため、登記、税務、年金等の 6 事務について電子申請を行うことができる支援体制等を整備するとともに、現在、入国管理等の一部の事務について実施している窓口における申請の受付等について、すべての事務に範囲を拡大する等、同センターの利便性の抜本的な向上を図る。 ➤ また、開業に伴う外国人材の入国手続の円滑化を図る観点から、同センターにおける申請可能な在留資格の対象について、「経営・管理」、「企業内転勤」に加え、「技術・人文知識・国際業務」を追加する。さらに、	➤ 東京開業ワンストップセンターにおいて、2016 年 12 月 22 日より、取扱業務を拡充した。 ・ 申請の窓口で 8 種類全ての手続について、書類作成のアドバイスも受けつつ、受付まで行うことを可能とした。 ・ 登記、税務、年金等の 6 事務について電子申請を行うことができるように申請用パソコンや I C カードリーダーライタ等の環境を整備するとともに、電子申請をサポートする体制を整備した。 ・ 申請を受け付ける在留資格の対象に「技術・人文知識・国際業務」を追加した。在留資格関係の申請をできる法人の範囲を、これまでの法人設立後 6 か月以内から 1 年以内のものまで拡大した。	➤ 東京開業ワンストップセンターで在留資格関係の申請をできる法人の範囲を、2017 年 4 月を目途に法人設立後 3 年以内のものまで、2018 年 4 月を目途に法人設立後 5 年以内のものまで拡大する。	内閣府

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
在留資格について、法人開設後に同センターにて申請できる期限を、現状の 6 か月以内から延長する。 ➤ さらに、同センターの利用率向上を図るため、政府の中小・ベンチャー企業への支援策とも密接に連携するとともに、JETRO 等の創業相談窓口等におけるセンターの積極的な紹介や、国内外の創業希望者や外国企業等に対する PR を強化する。	➤ 政府の中小企業支援拠点が開催する創業セミナーでの PR や、JETRO や民間の創業支援施設の創業相談窓口においてセンターの紹介を行った。また、外国企業向けの JETRO のメールマガジンにおける PR やセンター主催のセミナーや利用体験会を実施した。	➤ 引き続き、JETRO 等と連携し、センターの情報を発信していくとともに、外国人限定のセミナーや利用体験会を開催する。	
(2) グローバル人材の呼び込み・育成 ① 高度外国人材等 ➤ 高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の 5 年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設することとし、可能な限り速やかに必要な措置を講じる。併せて、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点から要件の見直し及び更なる周知を促進する。	➤ 高度外国人材の永住許可に要する在留期間を現行の 5 年から 3 年に短縮し、特に能力の高い者については 1 年に短縮することについて、高度人材ポイント制がより活用しやすいものとなるように特別加算項目の追加等について、2017 年 1 月 18 日から 2 月 16 日までパブリックコメントを実施。	➤ 2017 年 4 月に関係省令・ガイドライン等を改正し、「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設及び高度人材ポイント制における特別加算項目の追加等を実施。 ➤ 高度外国人材の更なる呼び込みに向け、関係機関が連携した周知活動を経産省において取りまとめて実施する。	経済産業省 法務省 厚生労働省 内閣府

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
➤ 高額投資家、IoT・再生医療等の成長分野における我が国への貢献が大きい外国人材の永住許可申請のあり方について検討を進め、可能な限り速やかに結論を得る。 ➤ 「外国人雇用状況届出」の記載方法と在留カードの記載方法を統一する等により、外国人の就労状況を把握する仕組みを来年末までに改善するとともに、更なる在留管理の適正化に向けて検討を進める。また、オンライン化を含めた在留資格手続の円滑化・迅速化について平成 30 年度より開始するべく、所要の準備を進める。 ➤ 昨年 7 月の法改正により国家戦略特区で実施可能となった家事支援外国人受入事業を活用し、区域計画の認定を受けた神奈川県、大阪市において事業を進めるとともに、東京都をはじめ他の地域においても当該事業の利用意向に応じて対応する。	➤ 高額投資家、IoT・再生医療等の成長分野において、我が国への貢献が大きい外国人材の永住許可申請の在り方について、2017 年 1 月 18 日から 2 月 16 日までパブリックコメントを実施。 ➤ 法務省と厚労省において外国人の就労状況を把握する仕組みについて検討を行い、具体的な方法について、「外国人雇用状況届出」の記載方法と在留カードの記載方法の一部統一を図った。また、オンライン化を含めた在留資格手続の円滑化・迅速化について、法務省内において具体的な内容を検討中。 ➤ 家事支援外国人受入事業の適切な管理を行うため、国と自治体で構成する第三者管理協議会を設置し、家事支援外国人材を受入れようとする企業が所定の基準に適合している旨の確認申請の受付を開始した。 神奈川県 平成 28 年 3 月	➤ 2017 年 4 月に関係ガイドラインを改正し、施行。 ➤ 「外国人雇用状況届出」の様式第 3 号変更に係る告示改正及び所要のシステム改修を実施予定。在留資格に関する手続のオンライン化を平成 30 年度より開始すべく、平成 29 年度前半を目途に対象とする手続の範囲等オンライン手続の全体像やシステムの詳細等を検討した上で、所要の準備を進める ➤ 神奈川県、大阪市及び東京都において、引き続き、家事支援外国人材の受入れを進める。また、兵庫県をはじめ他の地域においても事業の利用意向に応じて対応する。	

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	大阪市 平成 28 年 6 月 東京都 平成 28 年 11 月 平成 28 年 3 月から、順次、家事支援外国人材が入国し、利用世帯における家事支援活動の提供を開始。		
② 外国人留学生の就職支援 ➤ 2020 年度までに、外国人留学生（学士、修士、博士）の我が国での就職率を 5 割に引き上げる（2013 年度現在約 3 割）。そのため、以下の取組を行う。 ・大学等において日本企業文化やビジネス日本語等を教える講座の開設を倍増させるとともに、インターンシッププログラムへの参加者数を増加させる。そのため、外国人留学生のうち、大学における日本企業文化やビジネス日本語等講座、インターンシップ等の特別プログラムを修了した者に対して、プログラム所管省庁の適切な関与の下で、在留資格変更手続に必要な提出書面の簡素化、申請に係る審査の迅速化等の優遇措置を	＜大学における特別プログラム＞ ➤ プログラムの公募を行い、選定のための「留学生就職支援促進プログラム委員会」を設置した。 ➤ 特別プログラム修了者に対する在留資格変更手続の優遇措置については、文科省と法務省との間で方向性を協議済み。 ＜外国人雇用サービスセンター＞ ➤ 平成 29 年度概算要求において、インターンシップ	＜大学における特別プログラム＞ ➤ 委託契約を締結後に財政的支援を開始。各大学の留学生に対する日本語教育、中長期インターンシップ、キャリア教育などを含めたプログラムを推進するとともに、同プログラムの成果の普及・展開等を行う。（当該事業における平成 29 年度予算額は 362 百万円）。 ➤ 特別プログラム修了者に対する在留資格変更手続の優遇措置については、制度開始に向けて、文科省と法務省との間で具体的な運用について引き続き協議。 ＜外国人雇用サービスセンター＞ ➤ 来日早期の留学生の就職意識啓発及び企業	内閣府 外務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
講じたうえで、来年度より、各大学が同プログラムを策定することを支援する。併せて留学生向け面接会の地方での開催や、外国人雇用サービスセンターにおけるインターンシップや就職啓発セミナー等の充実を図る。 ・産業界に対して外国人の採用やインターンシップの受入を促すため「留学生支援ネットワーク」等の活用を通じた普及広報の強化を図る。さらに、在外公館やJETRO、独立行政法人国際協力機構等の関係機関と協力してジョブフェアを開催する。 ・事業所管省庁の適切な関与の下で、ODA等の公的資金を活用した人材育成事業により輩出された人材に対し、在留資格取得上の優遇措置を講じる。	及び就職意識啓発セミナー等の外国人雇用サービスセンター等で実施する外国人留学生雇用対策関係事業の拡充を要求し、予算措置された。 ＜留学生支援ネットワーク＞ ➤ 教育機関向け留学生就職支援研修会（3回）や企業向け外国人採用・活用セミナー（5回）において、事務局長等が講演等を行い、外国人留学生の採用・就職支援の普及・啓発を行った。 ➤ 留学生就職支援ネットワークシステムの利用拡大を図るとともに、プレスリリースによる広域的な広報及び各地域経済団体・留学生支援団体を通じた啓蒙活動により、求人登録企業を募り、登録大学が87校（国立大学52校、私立大学35校）、登録企業が約800企業、登録留学生が約3,000名となった。 ➤ 外国人留学生のOB・OGによるネットワークを構築するために、「アジア人財資金構想」に参加した外国人留学生OB・OG等の同窓会を開催し、関係者含め43名が参加した。 ＜ジョブフェア＞	からの外国人留学生採用に関する相談対応について体制充実を予定。 ＜留学生支援ネットワーク＞ ➤ 関係省庁との連携のもと、各種セミナー等において、留学生支援ネットワークから講演を行い、外国人留学生の採用・就職支援の普及・啓発を行う。 ➤ 留学生就職支援ネットワークシステムを通じて、外国人留学生に対し企業の求人情報を提供する。 ＜ジョブフェア＞	

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	➤ 外国人留学生等を対象に日本企業及び海外日系企業との人材採用・就職イベント（ジョブフェア）を日本、ASEAN の 5 都市において開催した。 ➤ アジア諸国で経済産業省が主催するジョブフェアやインターン・セミナーに関して在外公館が情報発信・広報面で連携を行った（連携実施件数 10 件）。 ＜ODA 等活用人材への在留資格取得上の優遇措置＞ ➤ ODA 等の公的資金を活用した人材育成事業（「イノベーティブ・アジア」）について、2017 年 1 月 25 日に外務省告示第 27 号で同年 9 月から開始する事業概要及び同日時点でのパートナー校を公表。 ➤ ODA 等の公的資金を活用した人材育成事業の対象	➤ 外国人留学生等を対象に日本企業及び海外日系企業との人材採用・就職イベント（ジョブフェア）を開催する。 ➤ 海外で実施する日本企業のジョブフェア等については、引き続き、在外公館・JICA 等が情報発信・広報面で他省庁等と連携を行っていく。 ➤ 国内における留学生（JICA 研修生）を対象とした、日本企業とのネットワーキングフェア等や合同企業説明会については、2018 年度末以降からの実施を目指して調整を進める。 ＜ODA 等活用人材への在留資格取得上の優遇措置＞ ➤ ODA 等の公的資金を活用した人材育成事業の対象者に対する在留資格取得上の優遇措置については、高度人材ポイント制における特別加算項目の追加について 2017 年 4 月に関係省令等を改正し施行。在留資格申請のための提出書類の簡素化について	

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	者に対する在留資格取得上の優遇措置については、高度人材ポイント制における特別加算項目の追加について、2017 年 1 月 18 日から 2 月 16 日までパブリックコメントを実施。	は、外務省と法務省との間で具体的な運用について引き続き協議。	
③ 日本人に対する英語教育の強化 ➤ すべての児童生徒が教育課程において確実に、また教育課程外においても質の高い英語に触れられるようにするため、以下の取組を行う。 ・2019 年度までに全小学校に外国語指導助手（ALT : Assistant Language Teacher）や英語の堪能な人材等の外部人材を 2 万人以上配置する。 ・中・高等学校においても、ALT 等の一層の活用、英語が堪能な人材の特別非常勤講師としての活用や特別免許状の授与等、十分な英語力を持った外部人材の活用を促進する。 ・教員養成に必要なコア・カリキュラムの	➤ 2016 年 12 月時点において、小学校における ALT 等の活用総数は 12,424 人となっており、前年より 985 人増加している。 ➤ JET プログラムや補習等のための指導員等派遣事業、特別免許状等の活用に向けて、教育委員会に資料を配布するなどして、周知を行っている。 ➤ なお、JET プログラムについては、2016 年度より、JET 参加者の業務及び生活を支援するための人材であるコーディネーターを市町村において活用する場合の経費及び私立学校における活用に対する都道府県の私学助成に要する経費に係る特別交付税措置を新設した。 ➤ 「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研	➤ JET プログラムや補習等のための指導員等派遣事業、特別免許状等の活用について、引き続き各自治体に対し働きかけていく。 ➤ なお、JET プログラムによる ALT を、2019 年度までに 6,400 人以上とすることを目指していく。 ➤ コア・カリキュラムを教職員免許法改正に	文部科学省

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
開発や、実践的な研修を充実させる。 ・2020 年度までに、すべての中・高等学校で、生徒が英語で実践的なコミュニケーション能力を身に付けるよう、「英語を使って何ができるようになるか」が分かる学習到達目標を設定する。	究」事業において、2017 年 3 月に教職課程と現職教員等を対象とした研修の「英語教育コア・カリキュラム」を作成した。 ➤ 外部専門機関との連携により新たな英語教育に対応するためのプログラムを実施し、地域の研修リーダーとなる「英語教育推進リーダー」を養成するとともに、教育委員会と大学等との連携による研修への支援を行った。 ➤ 2017 年 3 月に改訂した小・中学校新学習指導要領において、各学校段階の学びを接続させるとともに、「外国語を使って何ができるようになるか」という観点から、五つの領域別の目標を設定した。中央教育審議会の答申においても、各学校において、国の領域別の目標を踏まえて、学習到達目標の設定が求められる旨、提言いただいている。 ➤ 教育委員会を通じて、各学校における学習到達目標の設定を促している。2016 年 12 月時点において、学習到達目標を設定している学校・学科の割合は、中学校で 75.2%、高等学校で 88.1%となっており、前年よりそれぞれ 24.1 ポイント、18.5 ポイント上昇している。	伴う教職課程の再認定・指定において活用するとともに、大学関係者・教育委員会等に周知し、教職課程や研修の充実を促す。 ➤ 引き続き、外部専門機関との連携により、英語教育推進リーダーを養成するとともに、教育委員会と大学等との連携による研修への支援を行う。 ➤ 中央教育審議会の答申を踏まえ、2017 年度中の改訂を予定している高等学校学習指導要領においても、五つの領域別の目標を設定する方向で検討する。 ➤ 引き続き、教育委員会を通じて、各学校における学習到達目標の設定を促していく。	
(3) 外国人の生活環境の改善			文部科学省

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
① 外国人児童生徒に対する日本語指導 ➤ 2020 年までに、日本語指導を必要とするすべての児童生徒（小学校・中学校）が日本語指導を受けられるようにする（2014 年度現在約 8 割）。 ➤ 日本語指導の必要な児童生徒の多い地域の在籍校においては、「JSL（Japanese as a Second Language）カリキュラム」による指導が確実に実施されるよう、「JSL カリキュラム」導入校（小・中学校）比率を拡大（本年夏に実態調査を行い、その結果を踏まえて具体的な政策目標を設定）する。 ➤ また、外国人と日本人の子弟が共に学べるスーパーグローバルハイスクール等の取組を促進する。	➤ 日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実に当たって、義務標準法の改正により、これまで加配定数として毎年度の予算の範囲内で措置してきた加配定数を基礎定数化し、2017 年度以降、日本語能力に応じた特別の指導を行う児童生徒の数に応じて教員の定数を算定することとした。 ➤ 2016 年 6 月に取りまとめられた有識者会議の報告を踏まえ、平成 29 年度予算において、日本語指導の充実等のための体制整備に取り組む自治体の支援等を拡充。「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 28 年度）」を実施。 ➤ 2016 年 6 月に取りまとめられた有識者会議の報告を踏まえ、平成 29 年度予算において、日本語指導の充実等のための体制整備に取り組む自治体の支援等を拡充。	➤ 2016 年 6 月に取りまとめられた有識者会議の報告を踏まえ、帰国・外国人児童生徒等の学校への受入促進や日本語指導の充実等のための体制整備に取り組む自治体への支援等に取り組む。 ➤ 2016 年 6 月に取りまとめられた有識者会議の報告を踏まえ、帰国・外国人児童生徒等の学校への受入促進や日本語指導の充実等のための体制整備に取り組む自治体への支援等に取り組む。「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 28 年度）」の調査結果を取りまとめる予定。その結果を踏まえて具体的な政策目標を設定予定。 ➤ 2016 年 6 月に取りまとめられた有識者会議の報告を踏まえ、帰国・外国人児童生徒等の学校への受入促進や日本語指導の充実等のための体制整備に取り組む自治体への支援等に取り組む。	

項目	2016 年度末までの進捗状況	2017 年度以降実施予定の取組	担当省庁
② 日常生活にかかる手続の外国語対応 ➤ 2016 年度中に、外国人患者の受入体制が整備された医療機関を全国に 40 か所程度へ拡大する。 ➤ 医療機関、銀行、携帯電話事業者、電気・ガス事業者に対し、外国語対応が可能な拠点等についての情報を外国人にとって分かりやすい形で提供するように関係省庁から働きかける。その結果得られた情報について、2016 年中に JETRO のホームページにおいて一元的に掲載する。	➤ 「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」（平成 28 年度当初予算額 135,973 千円、平成 28 年度 2 次補正予算額 1,399,801 千円）により、医療通訳・医療コーディネーターの配置及び院内資料の多言語化等の外国人患者受入体制の整備支援を実施した。 ➤ 医療機関、銀行、携帯電話事業者、電気・ガス等の外国語対応が可能な拠点等について、JETRO のホームページにおいて一元的に掲載(2016 年 12 月)。 https://www.jetro.go.jp/en/invest/living.html	➤ 引き続き、「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」（平成 29 年度予算額：134,191 千円）を通じて、外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療機関における医療通訳・医療コーディネーターの配置支援等を実施する。 ➤ 引き続き、ユーザー目線でコンテンツや利便性の改善を図る。	金融庁 総務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省